

## 産前・産後ヘルパーの支援内容の例

支援できるのは、「日常的に行う必要がある」家事と育児です。一般的にこれに当てはまらないことは、支援の対象になりませんので、ご注意ください。

この項目を参考に、2時間以内で行える内容を検討して、市や事業者にお伝えください。

また、事業所によっては、提供できないサービスもありますので、事前に派遣事業所とご相談ください。

	支援できることの例	支援できないことの例（留意事項）
(1) 家事に関する支援	<p>家事支援に必要な備品（器機・洗剤等）は、利用者にご用意いただき、無償で使用させていただきます。</p> <p><u>ア 食事の準備及び後かたづけの例</u></p> <p>a 調理（一般家庭で日常的に調理可能なもの。 例：炊飯、みそ汁、カレー、煮物、野菜炒め、焼き魚等）</p> <p>b 配膳・後かたづけ（食器洗い等）</p> <p><u>イ 衣類の洗濯、補修の例</u></p> <p>a 洗濯機を回す、洗濯物を干す、干した洗濯物を取り込みたたむ、タンス等へしまう。</p> <p>b アイロンをかける、ボタンを付ける。</p> <p><u>ウ 居室等の掃除、整理整頓の例</u></p> <p>a 掃除機、フロア用清掃用具、粘着カーペットクリーナーによる掃除</p> <p>b 台所・トイレ・風呂・洗面所の日常的な掃除</p> <p>c 玄関・ベランダの掃き掃除</p> <p><u>エ 生活必需品の買い物の例</u></p> <p>a スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどでの食材・日用品の買い物</p> <p>オ 日常的に必要な家事の例</p> <p>a 日常的に使用している布団を干す。 郵便局・ポストへの郵便物の持込み</p>	<p>家事支援は、危険な作業や専門的な機材・知識を必要とする作業・調理等はできません。</p> <p>ア 食材等の買い出しを依頼することもできますが、利用時間に含みます。商品代・交通費は利用者負担です。</p> <p>イ 日常的な着用する衣類の洗濯・補修です。毛布やカーペット、カーテン等の洗濯等はできません。</p> <p>ウ 掃除等に必要な道具は、利用者にご用意ください。いわゆる「大掃除」は含みません。日常的に行う必要がある掃除等に限りです。できないことの例は以下のとおりです。</p> <p>a 排水口の掃除、浴室・トイレ等のカビ取り等</p> <p>b エアコン・ガスコンロ・冷蔵庫等の掃除</p> <p>c 窓の掃除・庭の掃除、草むしり、水まき</p> <p>エ 商品代・交通費は利用者負担です。移動時間も利用時間に含みます。 出産祝いのお返しの買い物等はできません。</p> <p>オ できないことの例は以下のとおりです。</p> <p>a 自動車の給油・洗車</p> <p>b 銀行での振込み、現預金の預け入れ・引き出し等</p> <p>c 区役所・税務署等への申告等</p> <p>d ペットの世話・散歩等</p>

	支援できることの例	支援できないことの例（留意事項）
(2) 育 児 に 関 す る 支 援	<p>育児支援に必要な備品等（哺乳瓶・おむつ・玩具等）は、利用にご用意いただき、無償で使用させていただきます。</p> <p><u>ア 授乳の例</u></p> <p>a 湯沸かし、粉ミルクの調合</p> <p>b ほ乳瓶の洗浄・煮沸・かたづけ</p> <p><u>イ おむつ交換の例</u></p> <p>おむつ交換、使用済みおむつをまとめて捨てる。</p> <p><u>ウ もく浴介助の例</u></p> <p>a ベビーバスの用意、かたづけ</p> <p>b 赤ちゃんを拭き、おむつをはかせ、服を着せる。</p> <p><u>エ 適切な育児環境の整備の例</u></p> <p>a エアコンの温度調節、窓あけ、カーテンによる室温調整</p> <p>b ベビー布団を干す、シーツ・毛布等を洗濯する。</p> <p>c 赤ちゃんの着替え</p> <p><u>オ 保育園・学校等への送迎補助の例</u></p> <p>a 赤ちゃんを連れて兄弟の送り迎えをするときに付き添う。</p> <p><u>カ 日常的に行う必要がある育児の例</u></p> <p>a 居宅内で上の子の遊び相手になる</p> <p>b ベビー布団の用意・かたづけ</p> <p>c 病院の受診への同行</p>	<p>育児に関する支援は、利用者（保護者）とお子様と一緒にいる場所で行います。</p> <p>外出（保育園等への送迎、病院等への付添い、上の子の外遊び等）は、保護者同伴の場合に限ります。</p> <p>交通費は利用者負担です。移動時間も利用時間を含みます。</p> <p>ヘルパーとお子様だけの留守番等もできません。</p> <p>ウ ヘルパーは、「もく浴」そのものをすることはできません。</p> <p>エ ベビーベット、乳児用玩具等の組立て・取付け等はできません。</p>
(3) そ の 他 の 支 援 で き な い こ と の 例		<p>a 利用者が内職や家業等に従事している間の家事・育児</p> <p>b 行事等の付添い</p> <p>c 医療行為</p> <p>d 片道概ね1 km以上の徒歩での移動</p> <p>e 自家用車等への同乗・運転等</p> <p>f 日常的に（ほぼ毎日）行う必要がないこと</p>